

平成 26 年度 個人住民税の変更内容について

1. 個人住民税の（均等割）税率の特例

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成 26 年度から平成 35 年度までの間、個人住民税の均等割の標準税率が変更されます。

均等割	現 行 (平成 25 年度まで)	特例期間 (平成 26 年度～平成 35 年度)
県民税	1,500 円	2,000 円
市民税	3,000 円	3,500 円
合 計	4,500 円	5,500 円

2. 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額について、245 万円の上限が設けられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	【改正前】	【改正後】
1,000 万円超 1,500 万円以下	給与等の収入金額×5%+170 万円	給与等の収入金額×5%+170 万円
1,500 万円超		245 万円

3. 給与所得者の特定支出控除の見直し

(1) 特定支出の範囲に次に掲げる支出が追加されました。

①職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費

②職務に関連する図書費、職場で着用が必要とされる制服等の衣服費、職務上関係のある者に対する交際費で、職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者による証明がされたもの（上限 65 万円）

(2) 適用判定基準の見直しに伴い、従来、特定支出の合計額が給与所得控除の総額を上回る必要があったとされていた要件が、特定支出の合計額が給与所得控除額の 2 分の 1 を超えた場合には、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算して給与等の収入金額から控除することができるとされました。（ただし、給与収入金額が 1,500 万円を超える場合は、特定支出の合計額が 125 万円を超えた場合に適用されず。）

4. 公的年金等受給者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続きの簡素化

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、申告書の提出が不要となります。ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に寡婦（寡夫）の記載をしていない場合や扶養控除申告書を提出していない場合は、控除が適用されません。その場合は、確定申告または住民税申告をする必要があります。

5. ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し

地方公共団体に寄附（ふるさと寄附金）を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2千円を超える額について、一定の額を限度とし税額が軽減されます。

平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることから、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（2.1%）を乗じて得た率を加算することとされました。

●ふるさと寄附金に係る寄附金税額時控除の計算方法

寄附金税額控除額＝基本控除額（※1）＋特例控除額（※2）

※1 基本控除額＝〔寄附金額－2,000円〕×10%

※2【改正前】特例控除額＝〔寄附金額－2,000円〕×〔90%－所得税の限界税率〕

【改正後】特例控除額＝〔寄附金額－2,000円〕×〔90%－所得税の限界税率×1.021〕

注意

- ・控除対象となる寄附金額は総所得金額等の30%が限度
- ・特例控除額は個人住民税所得割の10%が限度